

主債務者が反社会的勢力であると判明した場合と信用保証協会の錯誤主張の可否

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第三小法廷

【裁判年月日】 平成 28 年 1 月 12 日

【事 件 番 号】 平成 26 年（受）第 1351 号

【事 件 名】 保証債務請求事件

【裁 判 結 果】 破棄差戻し

【参 照 法 令】 民法 95 条・446 条、信用保証協会法 1 条・20 条

【掲 載 誌】 裁時 1643 号 1 頁、金判 1483 号 21 頁、金法 2035 号 11 頁

LEX/DB 文献番号 25447695

事実の概要

1 (1) Y は、中小企業者に対する金融の円滑化を目的とする信用協会法に基づき設立された信用保証協会であり、X 銀行と、昭和 41 年 8 月、信用保証協会法 20 条 1 項に基づく保証をする旨の本件基本契約を締結した。本件基本契約には、X が「保証契約に違反したとき」に Y が免責される旨の本件免責条項が定められていた。

(2) 政府は、平成 19 年 6 月、企業による反社会的勢力との一切の取引関係等の遮断を基本原則とする指針を策定し、これを受けて、金融庁は、平成 20 年 3 月、主要行等向けの監督指針を一部改訂し、同庁及び中小企業庁は、同年 6 月、信用保証協会向けの監督指針を策定した。

(3) X は、A 社から、①平成 20 年 7 月、②同年 9 月及び③平成 22 年 8 月に運転資金の融資の申込みを受け、各審査の結果適当と認め、Y に対して各貸付けの信用保証を依頼し、A 社と Y は各保証委託契約を締結した。これを受け、X は、上記各日に、A 社との間で各貸付けをし（① 3,000 万円、② 2,000 万円、③ 3,000 万円）、Y と X は、本件各貸付けに基づく A 社の債務を主債務とする本件各保証契約を締結した（金融機関経由保証）。

(4) 国交省関東地方整備局等は、平成 22 年 12 月、警視庁から、代表取締役・実質的経営者 B が暴力団員である A 社を公共工事から排除するよう要請され、A 社に指名停止を通知した。

(5) A 社は、平成 23 年 3 月、手形交換所の取引停止処分を受け、本件各貸付債務につき期限の利益を喪失した。

(6) X は、Y に対し、本件訴訟を提起し、本件各保証債務の履行を請求した。Y は、① A 社が反社会的勢力であることに関する Y の錯誤に基づく本件保証契約の無効、② X による A への貸付けは本件基本契約の定める免責事由に該当すると主張して争った。X は、Y の主張を争うとともに、③ Y の錯誤の主張が信義則に反すると反論した。

2 一審（東京地判平 25・4・24 金判 1421 号 36 頁）・原判決（東京高判平 26・3・12 金判 1439 号 36 頁）ともに、Y の主張①②を容れず、X の請求を認容した。原判決は次のように述べた。

争点①（錯誤）について、主債務者が反社会的勢力であることのリスクを保証人が引き受けることが保証契約の内容となっており錯誤の問題でないとし、補足的に、仮に錯誤であるとしても動機が表示がないので、本件各保証契約の内容となっておらず、要素の錯誤により無効とならない。

争点②（免責事由）について、本件各貸付けが反社会的勢力に対する貸付けでないことは本件保証契約の保証条件ではないので、本件各貸付けは「保証契約に違反したとき」に当たらず、Y は免責されない。

これに対して、Y が上告受理を申し立てた。

判決の要旨

破棄差戻し。

1 争点①（錯誤）について

「信用保証協会において主債務者が反社会的勢力でないことを前提として保証契約を締結し、金

融機関において融資を実行したが、その後、主債務者が反社会的勢力であることが判明した場合には、信用保証協会の意思表示に動機の錯誤がある」。動機の錯誤が法律行為の要素の錯誤として無効となるには、「その動機が相手方に表示されて法律行為の内容となり、もし錯誤がなかったならば表意者がその意思表示をしなかったであろうと認められる場合であることを要する。……動機は、たとえそれが表示されても、当事者の意思解釈上、それが法律行為の内容とされたものと認められない限り、表意者の意思表示に要素の錯誤はない……」。

「X及びYは、本件各保証契約の締結当時、本件指針等により、反社会的勢力との関係を遮断すべき社会的責任を負っており、本件各保証契約の締結前にA社が反社会的勢力であることが判明していた場合には、これらが締結されることはなかったと考えられる」。しかし、「保証契約は、主債務者がその債務を履行しない場合に保証人が保証債務を履行することを内容とするものであり、主債務者が誰であるかは同契約の内容である保証債務の一要素となるものであるが、主債務者が反社会的勢力でないことはその主債務者に関する事情の一つであって、これが当然に同契約の内容となっているということはできない。そして、Xは融資を、Yは信用保証を行うことをそれぞれ業とする法人であるから、主債務者が反社会的勢力であることが事後的に判明する場合が生じ得ることを想定でき、その場合にYが保証債務を履行しないこととするのであれば、その旨をあらかじめ定めるなどの対応を採ることも可能であった。それにもかかわらず、本件基本契約及び本件各保証契約等にその場合の取扱いについての定めが置かれていないことからすると、主債務者が反社会的勢力でないということについては、この点に誤認があったことが事後的に判明した場合に本件各保証契約の効力を否定することまでをX及びYの双方が前提としていたとはいえない。また、保証契約が締結され融資が実行された後に初めて主債務者が反社会的勢力であることが判明した場合には、既に上記主債務者が融資金を取得している以上、上記社会的責任の見地から、債権者と保証人において、できる限り上記融資金相当額の回収に努めて反社会的勢力との関係の解消を図るべきであるとはいっても、両者間の保証契約について、主債

務者が反社会的勢力でないということがその契約の前提又は内容になっているとして当然にその効力が否定されるべきものともいえない。……そうすると、A社が反社会的勢力でないことというYの動機は、それが明示又は黙示に表示されていたとしても、当事者の意思解釈上、これが本件各保証契約の内容となっていたとは認められず、Yの本件各保証契約の意思表示に要素の錯誤はない」。

2 争点②（免責事由：保証契約違反）について

金融機関及び信用保証協会はともに反社会的勢力との関係を遮断する社会的責任を負うが、融資申込者が反社会的勢力であるか否かを調査する有効な方法は実際上限られているので、「X及びYは、本件基本契約上の付随義務として、個々の保証契約を締結して融資を実行するのに先立ち、相互に主債務者が反社会的勢力であるか否かについてその時点において一般的に行われている調査方法等に鑑みて相当と認められる調査をすべき義務を負う」とし、Xの調査義務違反によって反社会的勢力を主債務者とする保証契約が締結された場合には、「本件免責条項にいうXが『保証契約に違反したとき』に当た」り、免責の範囲は、「Yの調査状況等も勘案して定められる」。

判例の解説

一 本判決の意義

本判決は、最高裁第三小法廷が同日に同種の事案につき言い渡した4件の判決中の1つであり、信用保証協会において主債務者が反社会的勢力でないことを前提として保証契約を締結したが、その後主債務者が反社会的勢力であると判明した場合に、信用保証協会による保証契約の錯誤無効の主張が認められるかという、従来下級裁判所の判断が分かれていた問題について¹⁾、最高裁として初めて判断し、これを否定したものである。

これにより、最高裁は、協会斡旋保証（[判決①]最判平28・1・12、平成25年（受）第1195号）と金融機関経由保証（本判決、[判決②]最判平28・1・12、平成26年（受）第266号、[判決③]最判平28・1・12、平成26年（受）第2365号）のいずれかを問わず、本件及び類似の事情の下、主債務者が反社会的勢力でないという動機が表示されても、当事者の意思解釈上、保証契約の内容になら

ないとする立場を明確に示した。

本判決はまた、金融機関と信用保証協会が相互に、基本契約上の付随義務として主債務者の反社会的勢力該当性（以下では、「反社性」という）に関する「相当の調査義務」を負い、金融機関の調査義務違反が免責事由に該当することを認めた。[判決②]と[判決③]も、保証債務の免責の抗弁等の審理のために差し戻されたが、この点について詳しく述べたのは、本判決のみである。

二 動機の錯誤

1 主債務者の反社会的勢力該当性の錯誤

主債務者の反社性は、信用保証協会による信用保証が制度的前提とする被保証資格の有無を決定づける主債務者の重要な属性であるが²⁾、主債務者に関する事情にすぎず、その錯誤は保証契約との関係では動機の錯誤である。これは、主債務者の同一性に関する錯誤が、保証債務の目的である主債務の同一性を決定づけるため表示の錯誤であり、保証契約の要素の錯誤になるのとは異なる³⁾。

信用保証協会が保証契約の錯誤無効を主張する時点では主債務者が既に不履行に陥っているのが常態であるが、主債務者が反社会的勢力であること自体は、本来、主債務の不履行リスクとは無関係である。この事情は、近時の国家政策＝公益的要請により、主債務者の反社性が判明すると各方面から取引関係が解消・遮断されたり銀行債務につき期限の利益を喪失するため、主債務の不履行リスクを高める潜在的要因となり⁴⁾、主債務者の信用に差を生じさせる事情となった。実際、原審の認定事実によれば、本件各貸付けの際、公共工事を主に扱う土木建築工事業者であったA社の売上は増加傾向にあり、A社の財産状態は良好であったことが窺われ、A社の反社性の判明後、公共工事の指名から排除されて主債務の不履行に至ったと推測される。もっとも、主債務者の資力の錯誤も動機の錯誤であり、保証人が判断リスクを負うべき事項であることに変わりはない。

2 動機の錯誤の法律構成

本判決は、争点①について、原判決を結論的に維持しているが、理由づけは原判決と異なり、主債務者の反社性の誤認が動機の錯誤であることを肯定しつつ、この動機が表示されたとしても、「当事者の意思解釈上」、保証契約の内容になったと

は認められないとして、要素の錯誤性を否定した。

動機の錯誤の扱いについて、判例が動機が表示されて法律行為の内容になっていた場合に限って民法95条が適用されるとしてきたのに対して⁵⁾、動機が表示があれば原則的に法律行為の内容になるとする学説も有力であり、判例を明文化したとされる改正法案95条2項も表示を重視した文言になっている⁶⁾。また、本件と同種の事案に関する公表裁判例においては、主債務者が反社会的勢力でないことが保証契約の当然の前提となっていたことを理由に、動機の黙示の表示があったとして、あるいはこれにふれずに、法律行為の内容になっていたことを認めるものも多かった⁷⁾。こうした中、本判決は、主債務者の反社性について共通の動機錯誤があることと当該動機の重要性を認めた上で、動機が表示があったとしても法律行為の内容にはならないという考え方を採用した点に特徴がある。このように解するにあたり、本判決は次の事情を考慮する。

まず、①保証という契約類型の性質である。保証契約は主債務者の不履行のリスクを保証人が引き受けることを内容とするので、契約締結後の主債務者の資力悪化は当然のこと、契約締結時に既に存在していた事実の誤認による不履行リスクの評価の誤りについても、保証人が負担するのが原則である。本判決は、このような保証契約の性質に照らして、主債務者の反社性という属性は、当事者が特別の合意をしない限り、保証契約の内容となって錯誤無効を導くことはないことを明らかにしており、これは保証契約における錯誤に関する従来の最高裁判例の傾向⁸⁾と一致する。

次に、本判決は、②金融機関と信用保証協会の専門家性を考慮し、主債務者の反社性という想定可能な場合を免責事由に定めていない限り、この事情の判断リスクの債権者への転嫁を認めず、「当事者による内容化」の認定を厳格にしている。

この厳格さは、主債務者の資力や属性等の錯誤に関する裁判例において⁹⁾、金融機関たる債権者の発言が個人たる保証人の誤信を惹起又は強化したことを考慮して、動機が表示や内容化を柔軟に認定し、また、端的に要素の錯誤があったとして、保証契約の無効が認められてきたことと対照的である。

以上の「当事者の意思解釈」に直結する考慮要素に加えて、本判決は、規範的評価により¹⁰⁾、

③反社会的勢力との関係遮断という金融機関と信用保証協会の社会的責任から、主債務者が反社会的勢力でないことによって、保証契約の効力が当然に否定される「べき」ではないとする。実際、融資が実行済みである以上、保証契約を無効にしても反社会的勢力の排除に資するわけでないのは確かである¹¹⁾。

さらに、本判決の判断の基礎には、公的資金を投入される信用保証協会が反社会的勢力の債務を保証することは許されないけれども、制度上予想される主債務者の反社性の判断リスクを常に金融機関に負わせると審査の停滞を招き、かえって中小企業者への円滑な金融が害され、同協会の存在意義が失われるという、同協会の公的性格を考慮した政策的評価もあるように思われる。

三 調査義務違反と免責可能性

争点②について、本判決は原判決を破棄し、金融機関と信用保証協会が、基本契約上の付随義務として、主債務者の反社性につき、「一般的……調査方法等に鑑みて相当」な調査義務を負うことを認めた。しかし、金融機関の調査義務懈怠に対する制裁として、動機の内容化による保証契約の錯誤無効を導くとはせず¹²⁾、あくまで保証契約違反という免責事由に当たるとし、免責範囲は同協会の調査状況も勘案して割合的に定まるとした。免責の有無・範囲の決定には協会斡旋保証か金融機関経由保証かが意味をもち得るだろう¹³⁾。

四 本判決の射程

本判決は、信用保証協会の専門性及び社会的責任を重視し、主債務者の反社性の判断リスクを配分している。保証人が個人である場合、上述の社会的責任を負うわけではなく、調査能力も低いので、主債務者の属性の錯誤に関する動機の内容化をめぐる従来の判例法理が妥当しよう。

●——注

- 1) 錯誤無効肯定裁判例として、①神戸地姫路支判平 24・6・29 金判 1396 号 35 頁、②大阪高判平 25・3・22 金判 1415 号 16 頁（①の控訴審、[判決①]の原審）、③東京地判平 25・4・23 金判 1422 号 52 頁、④東京地判平 25・8・13 金判 1435 号 38 頁、⑤東京高判平 25・10・31 金判 1429 号 21 頁（③の控訴審、[判決②]の原審）、⑥東京高判平 25・12・4 金判 1435 号 27 頁（④の控訴審）、⑦東京高判平 26・3・12 金判 1439 号 36 頁、⑧東

京高判平 26・8・29 金判 1459 号 39 頁（⑦の控訴審、[判決③]の原審）、⑨東京地判平 26・12・19 金判 1471 号 47 頁、⑩東京地判平 27・3・20 金判 1480 号 29 頁、⑪東京高判平 27・3・25 金判 1469 号 49 頁（⑩の控訴審）、⑫さいたま地判平 27・5・11 金判 1480 号 38 頁、⑬東京高判平 27・6・3 金判 1471 号 40 頁（⑨の控訴審）。

錯誤無効否定裁判例として、⑭前掲東京地判平 25・4・24（本判決の一審）、⑮前掲東京高判平 26・3・12（⑭の控訴審、本判決の原審）、⑯松江地判平 26・2・3 金判 1446 号 54 頁、⑰広島高松江支判平 26・9・10 金判 1453 号 34 頁（⑯の控訴審）、⑱さいたま地判平 26・10・23 金判 1469 号 53 頁、⑲さいたま地判平 27・10・2 金判 1478 号 14 頁、⑳東京高判平 27・10・5 金判 1480 号 20 頁（⑩の控訴審）、㉑東京高判平 27・10・21 金判 1480 号 34 頁（⑫の控訴審）。

- 2) 信用保証において主債務者の企業実体がなかった場合も、被保証資格の有無の錯誤の一種といえる（東京地判平 25・8・8 金判 1425 号 44 頁参照）。
- 3) 大判昭 9・5・4 民集 13 卷 633 頁。
- 4) 佐久間毅「信用保証協会による保証と錯誤無効——主債務者が反社会的勢力に該当することが契約締結後に判明した場合」金法 1997 号（2014 年）18 頁参照。
- 5) 本判決は、最判昭 37・12・25 集民 63 号 953 頁、最判平元・9・14 集民 157 号 555 頁を引用する。
- 6) 法律行為の内容化説による解釈については、潮見佳男『民法（債権関係）改正法案の概要』（金融財政事情研究会、2015 年）8～9 頁参照。
- 7) 前掲注 1) に掲げた錯誤無効肯定裁判例を参照。
- 8) 森田宏樹「民法 95 条（動機の錯誤を中心として）」広中俊雄＝星野英一編『民法典の百年Ⅱ』（有斐閣、1998 年）174 頁、鹿野菜穂子「保証人の錯誤」『財産法諸問題の考察』（酒井書店、2004 年）154～155 頁。
- 9) 水戸地下妻支判平 11・3・29 金判 1066 号 37 頁、東京高判平 17・8・10 金判 1226 号 15 頁等、東京地判昭 61・1・30 判タ 627 号 150 頁（物上保証の事案）。
- 10) 佐久間毅「本件判批」金法 2035 号（2016 年）22 頁。
- 11) 反対に、現在の信用保証実務においては、主債務者たる会社の経営者が主債務と保証委託上の債務とともに連帯保証し、また、銀行融資と信用保証の求償債務の遅延損害金の率に差がないのが通例であり、この実務の下では、保証契約の有効を前提としても、反社会的勢力側に残る利益を最小化できるわけでもなさそうである。結局のところ、金融機関と信用保証協会のいずれが反社会的勢力からの債権（利益）回収の責務とリスクを負担するかという問題に収斂すると思われる。
- 12) 仮に基本契約がなくとも、信義則上の調査義務違反が認められ、懈怠の効果として錯誤無効・損害賠償の問題となり得るとするものとして、佐久間・前掲注 10) 23 頁。
- 13) 佐久間・前掲注 10) 23 頁。